

令和5年度 豊橋市高齢者運動自主グループ活動 参加者保険のご案内

介護予防を目的とする高齢者の運動自主グループ活動中の事故を補償する制度です。保険料は市が負担します。

★事故が起きたら、豊橋市役所長寿介護課へご連絡ください。（電話 0532-51-2338）



1 給付の対象となる方

豊橋市高齢者運動自主グループ登録制度[※]へ登録したグループ活動の参加者が対象となります。

ただし、講師および65歳未満の参加者は対象外としますが、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳までの医療保険加入者）で要支援・要介護認定を受けた方は対象となります。

※豊橋市高齢者運動自主グループ登録制度について…【資料1】参照

2 給付の対象となる運動自主グループ活動の具体例

参加者が運動自主グループ活動に関係して受けた身体的損害が対象となります。

※持病や災害などに起因するものや食中毒は対象になりません。

※活動の見学者や付き添いの方は対象になりません。

【給付の対象となる例】

- ・運動自主グループ活動へ参加中、転倒して足を骨折した。
- ・屋外で運動自主グループ活動に参加中、熱中症で救急搬送され、治療を受けた。

3 保険の適用を受けるための条件など（一部）

登録名簿・参加者名簿の作成

運動自主グループは、所属する者の氏名、生年月日、電話番号及び住所を記載した登録名簿をあらかじめ作成する必要があります。また、併せて運動自主グループ活動を実施する日時及び場所、参加者の氏名を記載する参加者名簿を作成する必要があります。

必要事項が記載されていれば、登録名簿・参加者名簿の様式は自由ですが、添付の参考様式をご活用ください。

4 給付の内容

運動自主グループ活動参加中、死亡または負傷した場合に保険金が支払われます。

区 分		給 付 額 上 限
①	死亡保険金又は後遺障害保険金	200万円
②	入院日額保険金	日額 3,000円
③	通院日額保険金	日額 2,000円に通院日数を乗じて得た金額

❗ 対象とならない場合

- × 参加者の故意
- × 地震、洪水その他の天災
- × 参加者の犯罪行為や闘争行為
- × 急激かつ偶然な外来による事故ではないもの（くつずれ、しもやけ、日焼け、疾病など）
- × 戦争、暴動その他社会的騒乱
- × 参加者の心神喪失や持病
- × 自動車による交通事故

※通院・入院が1日でも保険金が受けられます。

※負傷したらまず**病院で医師の診察**を受けてください（**接骨院・整骨院は対象にならない場合があります**）。

5 支払いに係る手続き

本保険の給付対象となり、適用を受けようとする場合、参加者又は運動自主グループは、以下の手続きをとる必要があります。

- ① 保険事故の発生後、遅滞なく市へ連絡する。
- ② ①の報告後、保険会社へ連絡し、保険会社の指示に従い手続きを進める。
- ③ ①の報告後、登録名簿及び保険事故当日の参加者名簿を保険会社へ提出する。

6 その他

このパンフレットは、「豊橋市運動自主グループ活動参加者保険」の概要をまとめたものです。このパンフレットに記載したもののほか、必要な事項は「豊橋市運動自主グループ活動参加者保険要綱」に定めていますので、ご確認ください。

新たに豊橋市高齢者運動自主グループ登録制度へ登録を希望するグループは、豊橋市役所長寿介護課へご連絡ください。

<問合せ先>

豊橋市役所 福祉部 長寿介護課 地域予防啓発グループ
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話：0532-51-2338

FAX：0532-56-3810

Email：choju@city.toyohashi.lg.jp